

## 公費と私費の負担区分の基本的な考え方

### 1 概要

令和3年3月25日付け2川教学第2300号「PTA会費のうち「学校運営や教育環境向上に資する経費」に関する調査結果」について及び「公費・私費の負担区分」についてにより、各学校長には、保護者負担の透明性の確保及び適切な学校運営を図っていただいているところである。

この度、川崎市立学校の管理運営に関する規則が一部改正（令和3年11月17日公布）され、PTAの会費の収納等について規則上の根拠が明確になり、PTA代表者からの委任に基づき、教職員がPTAの会計事務に携わるにあたり、学校経営の設置者負担の原則などを踏まえ、PTA会計の執行手続き等について、その執行の適正化や正確性をより一層確保する必要がある。

のことから、公費と私費の負担区分について再度整理し、統一的な取扱いを改めて示す。

### 2 基本的な考え方

#### (1) 公費と私費の負担区分

学校教育で必要な経費は、教育委員会事務局各所管課（以下「各所管課」という。）から配当される予算等を財源とする経費（公費負担）と受益者負担の考え方に基づき、児童・生徒、保護者が自らのために個人負担とする経費（私費負担）とに区分される。

公費としている経費は私費に依存してはならず、また同時に私費としている経費を公費で支出していけない。これを混同しないことが、公費あるいは私費の適切な執行を考える上で最も配慮を要する点である。

#### (2) 保護者等への負担転嫁（私費負担）の禁止

地方財政法第27条の4において、住民に負担転嫁してはならない学校の経費（建物の建設費、維持及び修繕に要する費用）を規定しており、その趣旨を徹底するとともに、それらの経費以外についても安易に保護者等に負担転嫁することは適当ではない。

また、同法第4条の5により、住民等に対し直接であると間接であると問わず、寄附金品を割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならない。

なお、学校徴収金として私費を徴収するにあたっては、学習指導上必要不可欠な支出に限るものとし、学校で一括して購入、支払いをすることで児童・生徒や保護者の利便性を確保できることであること。

#### (3) 自発的寄附の受諾

住民等に対する負担の転嫁を禁止する上記の規定は、真に自発的な寄附までも禁止するものではなく、この場合、寄附の受け入れに際しては、必ず寄附採納手続きを経て行わなければならない。

### 3 公費と私費の負担区分基準（指標）

#### (1) 公費負担とする経費

学校運営（教職員の人物費、教育活動に係る経費、施設整備・維持修繕費及び管理運営に係る経費等）に必要な経費は公費により対応する。

また、学校は、各所管課から配当された予算の範囲内において、学校運営費の予算調整制度を活用するなど計画的に執行しなければならない。

なお、不測の事由により予算の不足が生じることが見込まれる場合は、あらかじめ、各所管課との相談・調整により対応する。

| 区分           | 概要   | 具体例   |
|--------------|--|---|
| 1 人物費        | ・職員の給与、旅費  | ・公務に係る手当等   |
| 2 教育活動費      | ・学級、学年、学校単位で備え付け、共用または貸し出し用として使用するもの<br>・教科や行事で共用として使用するもの | ・消耗品、備品等、個人の持ち物ではなく学校に備え付けるもの、不特定多数で使用するもの、貸し出し用として備えているもの<br>・教科で共用として使用するものや学校行事の運営上必要とするもの、共同製作物の材料等 |
| 3 施設整備・維持修繕費 | ・学校施設の建設や、維持修繕、保守管理<br>・学校の設備の整備や、維持修繕、保守管理                | ・校舎や体育館、グラウンドやプールなどの学校施設に係る経費や維持修繕・環境整備<br>・遊具、花壇、樹木等の維持修繕<br>・消耗品や備品等の修理及び清掃（クリーニング含む。）                |
| 4 学校運営経費     | ・光熱水費等の学校運営に必要なもの  | ・電気、水道、ガス、灯油など学校の管理運営に必要なもの   |

## (2) 私費負担とする経費（市の教育施策として予算化されたものを除く）

児童・生徒の所有となるもの、直接的利益が児童・生徒に還元される経費、生徒の活動に係る経費として、これらは私費負担とする。

| 区分                               | 概要  | 具体例  |
|----------------------------------|---|--|
| 1 児童・生徒の所有物に係る経費                 | ・学校、家庭のいずれにおいても使用できるもの<br>・学級、学年、特定の集団の全員が個人用の教材教具として使用するもの<br>・特定の児童・生徒の専用物とされるもの<br>・衛生的見地から個人用とすべきもの | ・教材教具（資料集、辞書、参考書、問題集、ワーク・ドリル類、文具類、書写用具、体育用具、図工・彫刻用具、裁縫・手芸用具、製図用具 調理実習主材料 等）<br>・指定物品（標準服、体操着、名札 校章、通学帽 等）<br>・その他（卒業アルバム、文集 等） |
| 2 教育活動に必要なものとして児童・生徒に還元される実費的な経費 | ・学習活動<br>・その他児童・生徒個人に係る経費   | ・遠足、社会見学、自然教室、体験学習、修学旅行、演劇・音楽鑑賞等の費用（自然教室交通費等の公費負担分は除く）   |

|   |               |                                    |                                     |
|---|---------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| 3 | 生徒の自主的活動に係る経費 | ・部活動、生徒会活動、文化祭、体育祭の開催に係る一定水準を超えた経費 | ・児童・生徒会費等<br>・文化部や運動部など部活動の活動費、遠征費等 |
|---|---------------|------------------------------------|-------------------------------------|

### (3) 「公費・私費負担区分の例示」の活用

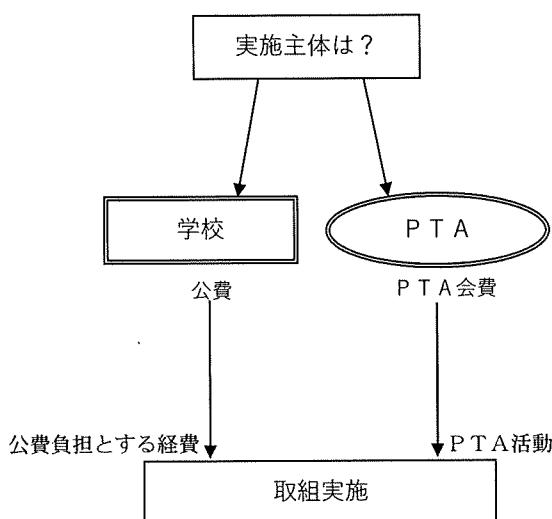
教科における消耗品等の物品や各種行事に係る経費について、より実践的に学校が公費と私費の取扱いを適切に行えるよう「公費・私費負担区分の例示」(別表)を指標として活用する。

## 4 学校とPTAにおける事業実施主体の明確化

学校の独自の取組や課題の解決など、学校において実施したい取組みにあたっては、これを学校が実施するのか、又は保護者等からの要望などによりPTAが実施するのか、その実施主体が誰であるかを明らかにし、負担を明確にする必要がある。

学校が行う場合は、事業の必要性や実施の可否を各所管課と十分協議し、その上で予算の裏付けをもって実施しなければならない。

また、保護者等からの要望などによりPTAが実施する場合であっても、その必要性等が十分協議されて各規約に基づく手続き等による意思決定が得られたものについてのみ実施されなければならない。



## 5 PTAからの寄附

PTAの支出は、PTA本来の活動のためにあてるべきものであるが、PTAから寄附の申出があった際には、次の事項を満たした場合に受納できるものとする。

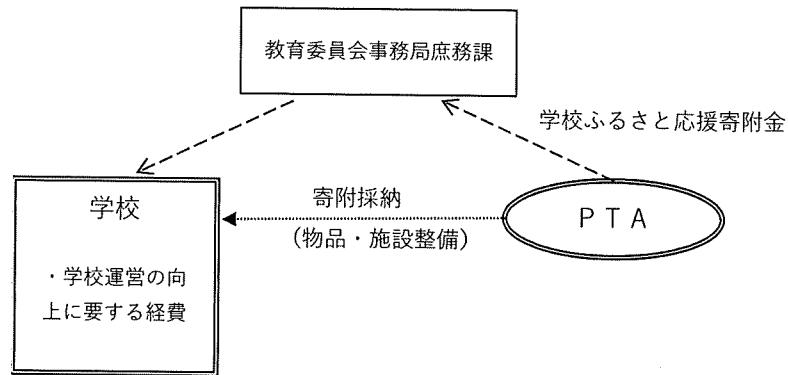
なお、PTAに寄附の支出を働きかけるようなことをしてはならない。

### (1) 学校への寄附の申し出と寄附採納手続きの徹底

寄附の申し出があった場合は、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分に精査し、保護者等の負担とならないよう努めなければならない。その上で地方財政法等関係法令に抵触しない範囲において、PTAとして各規約に基づく手続き等による意思決定を経ていること又はPTA会員全員の同意を得られていることを確認した上で、「川崎市寄附金品取扱要綱」に定められた寄附採納手続きに従い受納する。

(2) 手続き等を踏まえ寄附がありうる経費

学校運営の向上に要する経費として寄附採納手続きを経たもの。



(3) 寄附採納の制限

寄附を受ける物品等は、他校との公平性の観点から、公費で購入している程度のものとし、また必要数量を著しく超えるものは対象としない。

なお、受納後の維持管理等に多額の経費が見込まれ、学校運営に支障が生じる恐れがないか十分な検討を行う。

## 6 職員が個人負担すべき経費等

職員が業務で使用するものであっても、所有が職員個人に帰属するものは公費により支出することはできない。

参照条文

○学校教育法〔昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号〕

(学校の管理、経費の負担)

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

○地方財政法〔昭和二十二年法律第二十六号〕

(割当的寄附金等の禁止)

第四条の五 国（国の方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。）は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。

（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

第二十七条の四 市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

○地方財政法施行令〔昭和二十三年八月二十七日政令第二百六十七号〕

（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

第五十二条 法第二十七条の四に規定する経費で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 市町村の職員の給与に要する経費

二 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の建物の維持及び修繕に要する経費

